平成２１年（フ）第２３６号
佐賀県武雄市武雄町大字富岡7645―３―212、住民票上の住所北九州市八幡西区永犬丸２丁目22番45―301号
債務者　上田奈保子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２３７号
佐賀県伊万里市黒川町椿原1743番地
債務者　坂口　勝也（旧姓大西）
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２３８号
佐賀県西松浦郡有田町黒牟田丙3138番地２
債務者　岩尾　　悟
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２４０号
佐賀県伊万里市新天町711番地９
債務者　小松　光輝
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２４２号
佐賀県伊万里市波多津町辻3855番地
債務者　塚本利枝子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２４４号
佐賀県杵島郡白石町大字戸ヶ里2642番地５
債務者　白濵由美子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２４５号
佐賀県武雄市武雄町大字富岡11242番地15
債務者　杉野　幸子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２４６号
佐賀県武雄市朝日町大字甘久955番地　市営甘久住宅７号
債務者　岸川伊津子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第１５７号
長崎県諫早市永昌町７番12号　永昌ビル202号
債務者　緒方　和子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１６３号
長崎県大村市黒丸町600番地５
債務者　林田貴代子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１７０号
長崎県大村市桜馬場２丁目604番地９
債務者　野中　和義
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１７１号
長崎県大村市桜馬場２丁目604番地９
債務者　野中　静子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１７２号
長崎県諫早市真崎町1806番地２、前住所長崎県大村市協和町646番地33　松浦ハイツ202号
債務者　土井めぐみ
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１７４号
長崎県諫早市幸町11番20号
債務者　石原貴美子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１７５号
長崎県諫早市幸町11番20号
債務者　石原　**玲**子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１７９号
長崎県諫早市貝津町2214番地８
債務者　松本　英明
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１８０号
長崎県諫早市貝津町2214番地８
債務者　松本　清美
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１８１号
長崎県諫早市多良見町市布1129番地３　カームＡＰ103号
債務者　半田　優貴
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係